

(お知らせ)

令和5年3月7日
防 衛 省

株式会社電通グループほかに対する指名停止措置について

このたび、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した契約に関し、株式会社電通グループ(法人番号:4010401048922)、株式会社博報堂(法人番号:8010401024011)、株式会社東急エージェンシー(法人番号:6010401019178)、株式会社フジクリエイティブコーポレーション(法人番号:4010601042816)、株式会社セレスポ(法人番号:9013301006441)及び株式会社セイムトゥー(法人番号:8010401047458)の6社が、独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会から告発されました。

防衛省としては、当該6社を契約の相手方とすることは不相当であると認め、本日、令和5年3月7日(火)から令和5年12月6日(水)までの9か月間、当該6社に対して指名停止の措置をとることとしましたのでお知らせします。